

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号153)

被害直後の危機的介入、直接的支援の必要性に関しては周知されつつあるが、未解決事件の被害者、裁判が終結した事件の被害者、及び受刑者や出所間近、出所後の情報を得たい被害者への支援などは全く不十分であり、被害者の人生の先を見据えた長期的な支援というものを充実させてほしい。

【検討結果】

警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供できるよう引き続き努める。

警察において、同じ加害者から再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を引き続き推進する。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(13) 捜査に関する適切な情報提供

ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供できるよう努めていく。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者から再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、防犯指導・警戒等を実施して行っている再被害防止の措置を推進する。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号153)

【被害者への途切れない長期的支援】

被害直後の危機的介入、直接的支援の必要性に関しては周知されつつあるが、未解決事件の被害者、裁判が終結した事件の被害者、及び受刑者や出所間近、出所後の情報を得たい被害者への支援などは全く不十分であり、被害者の人生の先を見据えた長期的な支援というものを充実させてほしい。

【検討結果】

被害者等に対して、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項についての情報について、また、少年院送致処分を受けた加害少年についても、少年院における処遇状況等に関する事項を引き続き適切に情報提供していくとともに、被害者等通知制度の更なる充実について、通知制度の運用状況や、加害者の改善更生、また個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ、引き続き慎重に検討を進めていく。

また、再被害防止のため、警察の要請に応じ、警察に対して釈放予定、帰住予定地及び収容中の特異動向等についての情報を、引き続き適切に提供していく。

さらに、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び保護司による協働態勢の下での、被害に係る刑事裁判が終了した後の犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との連携・協力を深めるとともに、その適切な実施に努める。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図っていく。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(19) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図っていく。

(20) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時

期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

- (21) 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施
法務省において、犯罪被害者に対し、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等

- (3) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施

各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省から成る検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

- (34) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

ア 法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

イ 法務省において、上記アの検討の際に、地域社会における関係諸機関・団体等の連携・協力の在り方についても、併せて検討する。

【備考】

- これまで、検察庁においては、被害者等通知制度により、犯罪被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日、裁判結果、自由刑の執行終了による釈放予定時期等の通知を行ってきたが、平成19年12月から、提供する情報の拡充を行い、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後の加害者が収容されている刑事施設の名称、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、仮釈放及び仮退院審理の結果に関する事項、保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項等について通知している。また、加害者の釈放後の住所についての情報は、いわゆる再被害防止のための被害者等に対する出所情報通知制度により特に必要があるときに犯罪被害者等に通知している。
- 平成19年11月22日付け法務省刑総第1576号刑事局長・矯正局長・保護局長連名依命通達「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」に基づき、被害者等が有罪判決確定後の加害者の処遇状況等の通知を求める旨の申出を行った場合には、検察官等から次の事項が通知されているところ、刑事施設では、検察官等の連絡を踏まえ、これらの情報を（検察官等に）提供している。

(1) 刑の執行終了予定時期(年月)

(2) 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項(収容されている刑事施設の名称及び所在地、懲役刑の作業名、改善指導名、制限区分、優遇区分)

(3) 釈放に関する事項(釈放された刑事施設の名称及び所在地、釈放された年月日及びその事由)

・平成13年8月1日付け法務省刑総第940号刑事局長・矯正局長・保護局長連名依命通達「被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いについて」に基づき、刑事施設においては、警察から要請があった場合において、犯罪の動機・態様及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の事情に照らし、相当と認められる場合には、警察に対し、釈放予定年月日、帰住予定地及び収容中の特異動向その他参考事項を通報している。

・平成19年11月22日付け法務省刑総第1576号刑事局長・矯正局長・保護局長連名依命通達「被害者に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」に基づき、少年院送致処分を受けた加害少年について、犯罪被害者の方の希望に応じて、少年院における処遇状況に関する事項を通知している。

・全国の保護観察所において、被害者担当の保護観察官及び保護司が協働して、被害者等の相談に応じ、その悩みや不安等を傾聴したり、必要に応じて関係機関等を紹介したりするほか、問い合わせに対する説明・情報提供や更生保護官署における被害者等施策を利用するに当たっての支援を行うなどする「相談・支援」を実施している。これは主として加害者の刑事裁判終了後又は保護処分を受けた後に実施しているが、期間は限定されていないため、刑事裁判前又は保護観察期間終了後であっても、被害者等から希望があれば保護観察所が相談や問い合わせに応じている。

また、出所間近や出所後の情報を得ることを希望する被害者等については、地方更生保護委員会及び保護観察所から加害者の処遇状況等(仮釈放等の審理に関する事項、保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項)に関する通知を実施している。

(参考) 実施状況

・「相談・支援」の実施件数：1、176件(平成21年)
837件(平成20年)

・更生保護官署による被害者等への通知件数：4、785件(平成21年)
2、870件(平成20年)